

J A M茨城労使会議 第23回総会にて 最近の法律の改正内容について説明を実施しました！

令和4年7月28日



◀ 総会開会にあたり挨拶をされる
柴崎 代表幹事

「育児・介護休業法」の改正に係る背景を
説明する雇用環境・均等室 雇用均等指導員
▼(左下)

「改正育児・介護休業法」及び「女性活躍推進
法」について説明する雇用環境・均等室 職員
(右下)▼



J A M茨城労使会議（柴崎禎夫 代表幹事）にて、J A M茨城労使会議役員及び組合員を対象とした「第23回総会」が土浦市の『L'AU B E』にて実施されました。

労働局からは、雇用環境・均等室職員が講師として令和4年4月1日から段階的に施行となっている「改正育児・介護休業法」及び令和4年7月8日に省令・告示が改正となり、301人以上の企業に対し、「男女の賃金差異」の公表が義務付けとなった「女性活躍推進法」の説明をしました。

雇用環境・均等室では引き続き、各種団体と連携し、あらゆる機会を通じて改正法等について周知啓発に努めてまいります。

【お問い合わせ先】

●「育児・介護休業法」及び「女性活躍推進法」について

雇用環境・均等室 電話：029-277-8295